

氏 名	おおもり ひでとみ 大 森 秀 臣
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	法 博 第 39 号
学位授与の日付	平 成 15 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	法 学 研 究 科 ・ 基 礎 法 学 専 攻
学位論文題目	現代共和主義における法的枠組みの公共的正統化論

(主 査)
論文調査委員 教 授 田 中 成 昭 教 授 亀 本 洋 教 授 棚 瀬 孝 雄

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、法的枠組みによって保障される個人の自由と、政治的審議のなかで実現される自己統治としての自由という、二つの自由をいかに両立するものとして捉えるかという問題関心のもとに、リベラリズムと共同体論の論争を中心とする、英米圏における最近の政治哲学・法哲学上の議論状況を、公と私の関係をめぐる問題系を基軸に再構成し、現代共和主義の理論的資源を活用して、政治的審議による法的枠組みの公共化プロセスとして捉えることによって、これら二つの自由が両立可能であることを提示しようと試みたものである。

「第一章 共和主義思想の再興の背景」においては、論者の提示する問題の歴史的背景と現況が整理され、論者が共和主義のどのような理論的資源に着眼するかが示される。まず、第一節と第二節では、自由民主主義が、個人の自由と自己統治としての自由の双方の実現を約束したはずであったにもかかわらず、その現実において、自己統治としての自由を十分に実現してこなかった歴史的・社会的背景が、国民国家の衰退、制度疲労、公共哲学としてのリベラリズムの隆盛などの諸側面から説明され、とくに最後の点に関する共同体論者のリベラリズムに対する批判が的外れであることを指摘する。次いで、第三節では、何故に的外れであるかを敷衍するために、リベラル・コミュニタリアン論争を、存在論的人間観、理想的社会像、倫理学的問題の三点に分けて整理し、論者は、共同体論のリベラリズム批判のうち、論じる価値があるのは、リベラリズムの正義の善に対する優先と公／私分離戦略に対する批判という倫理学的問題の含意にあるとする。そして、このような観点から共和主義思想の批判的再評価が行われ、その思想の諸要素を再構成した上で、共同体論と民主主義との異同・関連を整理し、共和主義を「審議一参加型」と「徳性一陶冶型」の二類型に分け、論者がその理論的資源の活用をめざすのは、歴史主義的・卓越主義的な共同体論とつながる後者ではなく、審議的民主主義と親和性・類似性をもつ前者であることが示される。

「第二章 リベラリズムの公／私の分離」においては、まず、第一節で、リベラリズムの公／私の分離戦略が、個人的自由を最大限認めるための戦略であり、その理念自体は自己陶冶の自由の実現のためにも放棄できないが、その戦略は自己陶冶の自由の実現を阻害し、二つの自由の両立を不可能とするとみる論者の基本的立場が示された上で、以下の各節で、ジョン・ロールズの「政治的リベラリズム」を具体例に取り上げて、その批判的検討が試みられる。第二節では、社会の安定性と統合性のために、「政治的なもの」と「包括的なもの」の区別を導入し、重合的合意に支持された正義の政治的構想を公共性の基盤としたロールズの戦略が、リベラリズムの公／私分離に由来することが示され、第三節では、ロールズが、共和主義を古典的共和主義と公民的ヒューマニズムとに分け、前者が包括的でないのに対して、後者は包括的だと論じているのは、政治参加を前者が個人の基本的な権利・自由のための手段とし、後者が特権的な善き生であると規定したためであると指摘した上で、ロールズが、政治参加を、正義のもとで追求されるべき善の構想の一つと位置づけ、私化していることを批判する。第四節では、ロールズの公共的理性に関する所説を詳細に分析し、公共的理性によって導かれた政治的審議が、自らの決定事項を公共化する過程ではなく、すでに正義の名で確定された公共事項を受容するだけのプロセスに還元され

てしまうことを批判する。第五節では、公／私の分離が自己統治としての自由に与える影響が検討され、ロールズの政治的リベラリズムの参加や審議の理解においては、政治参加が私化され、政治的審議が非公共化される結果、審議や参加から、公共的枠組みを取り決める権限が剥奪され、自己統治的な役割が取り上げられてしまうことが明らかにされる。そして、以上のような考察に基づいて、一般的に、リベラリズムの公／私分離戦略が、個人の自由の領域を保障するために、公／私分離のある特定の形態を所与としてしまい、自己統治としての自由の実現を阻害していることに問題があり、公／私分離それ自体ではなく、公／私分離のこの所与性が克服されるべきであるという、本論文の基本的な方向が示される。

「第三章 『徳性—陶冶』共和主義の限界」においては、現代共和主義の代表的論者マイケル・サンデルの「陶冶プロジェクト」が批判的に検討される。まず、第一節では、共和主義の二類型を、公／私分離をいかに克服するかについての理論的アプローチの相違であると捉え、「審議—参加型」共和主義が、公／私分離を所与とせず、公私の未分離の世界観から、公共性を新たに創出あるいは何度も再構成するプロセスを政治と捉えるのに対し、「徳性—陶冶型」共和主義は、公／私分離を、市民のなかに集合的アイデンティティ、政治的共同体との一体感を植え付けることによって、いわば市民の内面において解消しようとするという、論者の理解を示した上で、サンデルの「陶冶プロジェクト」を後者に属するものと位置づけ、その検討の意義を説明する。第二節では、「陶冶プロジェクト」の条件として、徳性の再燃という道徳的条件とシティズンシップの政治経済学という経済的条件の二つが論評され、第三節では、「陶冶プロジェクト」の制度構想が、主権を多方向に分散した政治体制に自己統治の回復を期待しており、教育的な役割に適した市民社会の諸制度を基礎とした連邦主義という性格をもつことが明らかにされる。第四節では、以上の考察をふまえ、「徳性—陶冶型」共和主義の限界として、徳性の陶冶を自己目的とし、公民的徳性の陶冶の担い手として、市民社会の様々な共同体を無批判的に前提としており、そこで実現される公共性を制度圏における公共性と同一視することによって、「棲み分け的政治」を招来し、公／私分離を新たな形で再生産し、公／私分離の所与性それ自体を再確認していることを批判する。

「第四章 『審議—参加型』共和主義の可能性」においては、まず、第一節では、「審議—参加型」共和主義が、政治的審議を「公共性の再構成プロセス」と捉えることによって、公／私分離を適切な形で結びつけることができ、法的枠組みの公共的正当化によって二つの自由を両立させる可能性をもつことを示唆する。次いで、第二節と第三節では、立憲主義的共和主義の代表的論者であるフランク・マイケルマンの「法生成的政治」論を取り上げ、この理論が、法を作成する政治的審議のなかで、私的な関心をもつ人々が公共的決定に関わっていくプロセスとして政治を理解することによって、あたかもゼロから法的枠組みを再構築しているかのように、法形成的な政治のプロセスに参加しているという政治心理学的実感を生み出し、「公共性の再構成プロセス」を的確に理論化していることを評価する。だが、彼のように、憲法が政治的審議の結果として必然的に生じるプロセスを描く純手続主義的アプローチには、憲法の妥当性を吹き込む市民の自己統治的な対話のプロセスを描くことはできても、その対話のプロセスが、帰結として実体的要素を含む憲法の制約的な地位を保障できず、法的枠組みに十分な位置づけを与えることができないという限界をもつことを指摘する。そして、第四節では、マイケルマンの純手続主義的アプローチに欠落していたのは、入力と出力が双方向的に関係し合うプロセスとして、法的枠組みと政治的審議の関係を捉える発想であるとして、審議的民主主義の代表的論者であるユルゲン・ハーバーマスの「権利の論理的発生」論が、政治的審議を、基本的諸権利を前提とし、個人の解釈による抽象的な権利群の具体化のプロセスとして捉えることによって、具体的な権利群を保障する法や社会的制度を、政治的審議によって公共化された結果として、市民にも受容可能なものとしており、法的な枠組みと政治的審議を、前者が後者を結実し、またそれと同時並行して、後者が前者の前提条件となりえるような循環的プロセス関係を構成し、法的枠組みの公共化プロセスを的確に捉えていることを示している。第五節では、このような論者の見解に対する四つの仮想的反論に対する解答を加え、以上の議論の補足をしている。

「結び」においては、以上の考察のまとめとして、法的枠組みは、私的領域を公的領域から区別し、個人の基本的自由を保障することによって、政治的審議の条件として機能し、かつ、それが保障する個人の自由が具体的な権利の形態に解釈されることによって、政治的審議の公共的な帰結として審議参加者の側から受容され、逆に、政治的審議は、個人の自由を保障する法的枠組みを条件として可能となり、そのプロセスを通して自己統治としての自由を実現し、抽象的な基本的自由・権利を解釈することを通して、法的枠組みを公共的なものとして再正統化することによって、法的枠組みと政治的審議とが循環的プロセスを構成しているという視点こそが、二つの自由を両立するものとして捉える鍵となりえるという本論文の結

論が提示されている。

論文審査の結果の要旨

個人の自由と政治的自由、消極的自由と積極的自由、私的自律と公的自治など対比される、二つの自由の相互関係をどのように理解するかは、政治哲学・法哲学における根本的な問題であり、様々の見解が説かれ、議論の複雑微妙な対立構図がみられる。本論文は、これら二つの自由を、法的枠組みによって保障される個人の自由と、政治的審議のなかで実現される自己統治としての自由と捉え、現代共和主義の理論的資源を活用して、政治的審議による法的枠組みの公共化プロセスとして捉えることによって、二つの自由を適切な形で両立させることが可能であることを示そうと試みた労作である。

論者は、このような考察の手がかりを、英米圏における最近のリベラル・コミュニタリアン論争を、公と私の関係をめぐる問題系を基軸に再構成することによって、リベラリズムの公／私の分離戦略を批判的に検討し、その克服をめざす代表的論者の見解を比較検討することに求めている。論者は、リベラリズムの正義の善に対する優先と公／私分離戦略に対する共同体論の批判の含意が重要であるとみる観点から、かなり複雑な諸要素を含んでいる共和主義思想を明解に整理し、共和主義を「審議—参加型」と「徳性—陶冶型」の二つの類型に分け、論者がその理論的資源の活用をめざすのは、歴史主義的・卓越主義的な共同体論とつながる後者ではなく、審議的民主主義と親和性・類似性をもつ前者であるという、本論文全体の問題関心と考察の基本的な方向が示される。公私再編の在り方が論議されているなか、リベラル・コミュニタリアン論争の時宜に適った意義づけであり、錯綜した議論状況の整理も、手堅く示唆に富んでおり、このような整理自体、この論争をめぐる研究に新たな視座を示すものとして評価できる。

リベラリズムの公／私の分離戦略の批判については、ジョン・ロールズの「政治的リベラリズム」を取り上げて、彼の正義の政治的構想における「政治的なもの」と「包括的なもの」の区別、共和主義に対する見方、公共的理性に関する所説を詳細に分析し、ロールズの政治的リベラリズムの参加や審議の理解においては、政治参加が私化され、政治的審議が非公共化される結果、審議や参加から、公共的枠組みを取り決める権限が剥奪され、自己統制的な役割が取り上げられてしまうことを明らかにする。そして、このような考察に基づいて、一般的に、リベラリズムの公／私の分離戦略は、個人の自由の領域を保障するために、公／私の分離のある特定の形態を所与としてしまい、自己統治としての自由の実現を阻害していることに問題があり、公／私の分離それ自体ではなく、公／私の分離の所与性が克服されるべきであるという、以下の考察の方向づけがなされている。ロールズの「政治的リベラリズム」については、様々な評価が分かれているところであるが、論者は、公／私の分離戦略の一類型と位置づけて、その構想全体と基本的諸観念を整合的に関連づけ批判的に分析しており、ロールズ研究への重要な貢献である。

他方、現代共和主義に関しては、「徳性—陶冶型」については、マイケル・サンデルの「陶冶プロジェクト」を批判的に考察し、徳性の陶冶を自己目的とし、公民的徳性の陶冶の担い手として、市民社会の様々な共同体を無批判的に前提としており、そこで実現される公共性を制度圏における公共性と同一視することによって、公／私の分離を新たな形で再生産し、公／私の分離の所与性それ自体を再確認していることを批判する。それに対して、「審議—参加型」については、政治的審議を「公共性の再構成プロセス」と捉えることによって、公／私の分離を適切な形で結びつけることができ、法的枠組みの公共の正当化によって二つの自由を両立させる可能性をもつことを、立憲主義的共和主義者フランク・マイケルマンの「法生成的政治」論を手がかりに示した上で、さらに、この限界を克服する試みとして、審議的民主主義論者ユルゲン・ハーバーマスの「権利の論理的発生」論を取り上げて論評し、論者のめざす方向を探っている。結論として、法的枠組みは、私的領域を公的領域から区別し、個人の基本的自由を保障することによって、政治的審議の条件として機能し、かつ、それが保障する個人の自由が具体的な権利の形態に解釈されることによって、政治的審議の公共的な帰結として審議参加者の側から受容され、逆に、政治的審議は、個人の自由を保障する法的枠組みを条件として可能となり、そのプロセスを通して自己統治としての自由を実現し、抽象的な基本的自由・権利を解釈することを通して、法的枠組みを公共的なものとして再正統化することによって、法的枠組みと政治的審議とが循環のプロセスを構成しているという視点こそが、二つの自由を両立するものとして捉える鍵となりえるという方向を提示している。ロールズを手がかりとするリベラリズム批判の周到さと鋭さに比べると、共和主義の考察は、その類型区分の析出自体は評価でき、また、考察の結論と示されている方向も的確であるが、

サnderやマイケルマンの検討はやや図式的で、また、ハーバーマスとの関連・異同の説明もあいまいであり、有望な方向を探り当てたという段階にとどまっており、論者が提示する結論を具体的に展開することは今後の課題として残されている。

リベラル・コミュニタリアン論争の意義を公と私の関係をめぐる問題系に焦点を合わせて再構成し、二つの自由の両立可能性を、審議と政治参加に関する共和主義思想の理論的資源を活用して探ろうとする、問題設定とアプローチは、的確かつ明快であり、所論の展開も、若干精粗があるものの、全般的に手堅く周到に行われている。論者の今後の研究の進展が確かなものであることを十分うかがわせるだけでなく、広くこの分野の今後の研究にも貴重な示唆を提供しうる基礎的研究として、高く評価できる。

以上の理由から、本論文の学術的価値は高く、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認める。

なお、平成15年2月13日に審査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。